

提出用

第四十四号様式

堺市受付印 令和 年 月 日 ※処理事項 堺市長 殿		発信年月日 通信日付印 確認		整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
		申告年月日		令和 年 月 日					
(フリガナ) 氏名又は名称				住所 本店	〒 (電話)		事業種目		
個人番号又は 法人番号				又は 所在地	〒 (電話)		資本金の額又は 出資金の額	兆 十億 百万 千円	
(フリガナ) 法人の 代表者氏名				支店	〒 (電話)		所轄 税務署名	税務署	
年 月 日から 年 月 日までの 事業年度又は課税期間							この申告に 応答する者の 氏名	(電話)	
							申告書		

資 産 割	事業所積 事業所積	算定期間を通じて使用された事業所床面積 ①		m ²	従 業 者 割	従業員給与総額 ⑫	十億 百万 千 円
		算定期間の中途において新設又は 廃止された事業所床面積 ②		m ²		非課税に係る従業員給与総額 ⑬	円
	非課税に係る 事業所床面積	①に係る非課税床面積 ③		m ²		控除従業員給与総額 ⑭	円
		②に係る非課税床面積 ④		m ²		課税標準となる従業員給与 総額(⑫-⑬-⑭) ⑮	円 000
	控除事業所積 控除事業所積	①に係る控除床面積 ⑤		m ²		従業員割額 (⑮ × $\frac{0.25}{100}$) ⑯	円
		②に係る控除床面積 ⑥		m ²		既に納付の確定した従業員割額 ⑰	円
	課税標準と なる事業所積 課税標準と なる事業所積	①に係る課税標準となる 床面積(① - ③ - ⑤) × $\frac{\square}{12}$ ⑦		m ²		資産割額と従業員割額の 合計額 (⑩ + ⑯) ⑱	円 00
		②に係る課税標準となる床面積 ⑧		m ²		既に納付の確定した 事業所税額 (⑪ + ⑰) ⑲	円 00
		課税標準となる床面積合計(⑦ + ⑧) ⑨		m ²		この申告により納付すべき 事業所税額 (⑱ - ⑲) ⑳	円 00
	資産割額 (⑨ × 600円) ⑩			十億 百万 千 円		備考	
既に納付の確定した資産割額 ⑪			円	関与税理士氏名	(電話)		

第44号様式の記載について

- 1 この申告書は、事務所又は事業所(以下「事業所等」という。)所在地の市長に提出用(正)(副)2通を提出してください。
- 2 ※印の欄は記載する必要はありません。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。
- 4 「法人の代表者氏名」の欄は、この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者が記名してください。
- 5 「住所又は所在地」の欄は、本店の所在地及び堺市の区域内の事業所等が支店の場合は主たる支店の所在地を併記してください。
- 6 「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載してください。
なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付してください。
- 7 「資本金の額又は出資金の額」の欄は、期末現在における資本金の額又は出資金の額を記載してください。
- 8 「事業所税の 申告書」は、次により記載してください。
 - (1) 法第701条の46又は法第701条の47の申告の場合は、記載する必要はありません。
 - (2) 法第701条の49の申告の場合は、「修正」と記載してください。
- 9 ①及び②の欄は、別表1(事業所等明細書)の「1算定期間を通じて使用された事業所等」又は「2算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」に係る事業所床面積の合計で①又は②に対応するそれぞれの数値を記載してください。
- 10 ③及び④の欄は、別表2(非課税明細書)の㉞の合計(事業所等が2以上の場合はこれらの合計)で③又は④に対応するそれぞれの数値を記載してください。
- 11 ⑤及び⑥の欄は、別表3(課税標準の特例明細書)の㉟の合計(事業所等が2以上の場合はこれらの合計)で⑤又は⑥に対応するそれぞれの数値を記載してください。
- 12 ⑦の欄は、課税標準の算定期間(以下「算定期間」という。)が12月に満たない場合は(①-③-⑤)の床面積に(算定期間の月数/12)を乗じて得た床面積の合計を記載してください。
- 13 ⑧の欄は、次に掲げる事業所等に応じ、それぞれに対応する(②-④-⑥)の床面積(算定期間が12月に満たない場合は(算定期間の月数/12)を乗じて得た床面積)にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た床面積を記載してください。
 - (1) 算定期間の中途において新設された事業所等((3)を除く。)
(新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数/算定期間の月数)
 - (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等((3)を除く。)
(算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数/算定期間の月数)
 - (3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等
(新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数/算定期間の月数)
- 14 ⑫の欄は、別表1の従業者給与総額㉡の合計を記載してください。
- 15 ⑬の欄は、別表2の非課税従業者給与総額㉢の合計を記載してください。
- 16 ⑭の欄は、別表3の控除従業者給与総額㉣の合計を記載してください。
- 17 ⑮の欄は、課税標準となる従業者給与総額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください。
- 18 ⑰及び⑱の欄は、資産割及び従業者割の合計の税額に100円未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください。